

資産等報告書

落合克宏

1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
平塚市田村3丁目1762-2	545.00 m ²	12,026,406 円	相続
平塚市田村3丁目1865	228.00 m ²	17,134 円	相続
平塚市田村3丁目1868	714.00 m ²	83,929 円	相続
平塚市田村4丁目299-1	98.00 m ²	7,095 円	相続
平塚市田村4丁目299-3	96.00 m ²	6,951 円	相続
平塚市田村6丁目52-2	263.00 m ²	21,423 円	相続
平塚市田村6丁目53-1	356.00 m ²	18,007,852 円	相続
平塚市田村6丁目53-4	284.00 m ²	23,134 円	相続
平塚市田村6丁目53-24	14.61 m ²	268,737 円	相続
平塚市田村6丁目64	307.00 m ²	26,952 円	相続
平塚市田村6丁目65-2	347.00 m ²	30,464 円	相続
平塚市田村6丁目66	33.00 m ²	0 円	相続
平塚市田村6丁目67-1	1683.07 m ²	38,692,868 円	相続
平塚市田村6丁目69-2	164.00 m ²	1,942,224 円	相続
平塚市田村6丁目69-7	11.00 m ²	202,277 円	相続
平塚市田村6丁目70-1	1127.57 m ²	13,699,975 円	相続
平塚市田村6丁目70-3	230.31 m ²	12,077,881 円	相続
平塚市田村3丁目1864	1223.00 m ²	143,762 円	相続・1/4
平塚市田村6丁目69-6	2.60 m ²	0 円	相続・4/5

(注) 1 信託している土地を含みます。ただし、自己が帰属権利者であるものに限ります。

2 共有の場合には、摘要の欄にその持分を記入してください。

3 相続により取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
該当なし		

(注) 1 共有の場合には、摘要の欄にその持分を記入してください。

2 相続により取得した場合には、摘要の欄にその旨を記入してください。

3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
平塚市田村 4 丁目 137-1	395.62 m ²	18,309,086 円	相続
平塚市田村 6 丁目 67-1	302.04 m ²	3,895,102 円	相続
平塚市田村 6 丁目 67-1	138.84 m ²	720,612 円	相続

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入してください。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	2,157,082 円
-------	-------------

(注) 当座預金及び普通預金を除いてください。

(2) 貯金

貯金の総額	該当なし
-------	------

(注) 普通貯金を除いてください。

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種類	額面金額の総額
その他	4,071,307 円

(注) 種類の欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入してください。

(2) 株券

種類	銘柄	株数
株 券	第一工業製薬	200 株
	フェローテックホールディングス	200 株
	日神グループホールディングス	600 株
	住友化学	1,000 株
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,000 株
	C&Fロジホールディングス	432 株
	神奈川中央交通	2,340 株
	ビケンテクノ	500 株
	神田交通	6,110 株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入してください。

(2) 船舶

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入してください。

(3) 航空機

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入してください。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入してください。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称
該当なし

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額 該当なし

9 借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

借入金の総額 該当なし
